



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成25年 6月11日

お知らせ

同時資料提出先
島根県政記者会
出雲市政記者クラブ

洪水の季節の前に地域の水害対応力の強化を目指して

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所
斐伊川洪水予報連絡会、斐伊川水系水防連絡会
及び斐伊川水系災害情報協議会を開催します

出水期を前に洪水による災害に備えるため、斐伊川洪水予報連絡会、斐伊川水系水防連絡会及び斐伊川水系災害情報協議会を開催いたします。

毎年のように洪水による被害が全国各地で発生しています。斐伊川においても平成18年7月豪雨で松江市内などが約1,500戸の家屋の浸水被害、斐伊川下流域では堤防の漏水や斜面陥没によって堤防決壊の恐れが生じるなど大きな被害が発生しました。

今回の会議では、こうした災害に対応するため、洪水情報の伝達方法の再確認、水防活動の充実を図る取り組み、また6月16日より運用を開始する斐伊川放水路分流堰の操作方法や志津見・尾原ダムの洪水時の対応や連絡関係などについての情報交換を行います。また沿川市町でのハザードマップ整備についての情報の交換も行います。

◎開催日時・場所

日時 平成25年6月17日(月) 13:30~16:00
場所 島根県松江合同庁舎：2F講堂 島根県松江市東津田町1741-1

○問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所
電話番号(0853)-21-1850(代表)

| | |
|--------|----------------|
| 副所長 | 武部 真実 |
| 防災情報課長 | 平井 雅之(洪水予報連絡会) |
| 管理第一課長 | 兼重 和明(水防連絡会) |
| 計画課長 | 大吉 雄人(災害情報協議会) |

◎ 斐伊川洪水予報連絡会

洪水による災害の軽減を図るため、中国地方整備局出雲河川事務所と松江地方気象台では、水防法（第10条2,3項）及び気象業務法（第14条の二第2項）の規定に基づき、共同して洪水予報業務を実施することとし、平成4年3月27日運輸省・建設省告示第2号により斐伊川が洪水予報指定河川として告示されました。

これを受けて、斐伊川の洪水予報の円滑な運用を図るため、関係官公庁及び諸団体が構成する斐伊川洪水予報連絡会を毎年実施しております。

また、6月11日に神戸川が新たに洪水予報指定河川となりました。

今回の会議は、神戸川洪水予報の説明、河川管理者が発信する防災情報についてお伝えし、情報伝達方法などの再確認を行うものです。

◎ 斐伊川水系水防連絡会

斐伊川水系水防連絡会は、斐伊川水系の直轄管理区間において、洪水時等に迅速、かつ、的確な水防活動が実施されるよう河川管理者と水防管理団体等（25団体）とが水防に関する情報の交換を行うとともに協力体制の強化を図ることを目的として、昭和57年に設立し毎年実施しております。

会議では、昨年来の甚大な河川災害を踏まえ、被害を最小限にする対策や水防活動の充実に向けた取り組み、並びに洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所及び水防備蓄資材の整備状況などを確認し、意見や情報の交換等を行います。

また、6月16日より運用を開始する斐伊川放水路分流堰の操作方法や志津見・尾原ダムの洪水時の対応や連絡関係について説明します。

◎ 斐伊川水系災害情報協議会

斐伊川水系災害情報協議会は、斐伊川水系の水害防止、軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び災害時における連携の強化を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的として、平成18年度に設立されたものです。

協議会では、沿川市町でのハザードマップの整備状況の情報共有や今後の浸水想定区域図の作成予定について説明します。

洪水予報連絡会・水防連絡会・災害情報協議会・災害情報協議会の位置づけ

水防法の概要

水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、昭和24年に法律として制定されました。その後、幾度の追加・改正を経て、「洪水予報」、「水防警報」、「浸水想定区域」等が定められました。

法第10条(国の機関が行う洪水予報等) (改正H23)

○ 気象庁長官は、気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがある場合、その状況を国土交通大臣および関係都道府県知事に通知するとともに必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知しなければならない。

○ 国土交通大臣は、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水のおそれのある場合、気象庁長官と共同して、その状況を水位・流量を示して関係都道府県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知しなければならない。

法第16条(水防警報)(改正H23)

○ 国土交通大臣は、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、水防警報をしなければならない。

○ 国土交通大臣は水防警報をしたときは直ちに都道府県知事に通知しなければならない。

○ 都道府県知事はその警報事項を関係水防管理者に通知しなければならない。

法第17条(水防団及び消防機関の出動) (改正H17)

○ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

法第14条(浸水想定区域) (追加H13 改正H17)

○ 国土交通大臣は、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。

法第15条(浸水想定区域における迅速な避難を確保するための措置) (追加H13 改正H17)

○ 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは次の事項について定め、住民に周知するものとする。
・洪水予報等の伝達方法
・避難場所、その他避難に係る必要な事項等(洪水ハザードマップの作成)

斐伊川洪水予報連絡会

洪水予報の円滑な運用、迅速確実な情報連絡を図ることを目的に設立。

斐伊川水系水防連絡会

洪水時等に迅速かつ的確な水防活動が実施されるよう河川管理者と水防管理団体等が水防に関する情報の交換を行うとともに協力体制の強化を図ることを目的に設立。

斐伊川水系災害情報協議会

水害防止、軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び災害時における連携の強化を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的に設立。

平成25年度 斐伊川洪水予報連絡会、斐伊川水系水防連絡会、斐伊川水系災害情報協議会 議事次第

日時：平成25年6月17日（月）13:30～16:00

場所：島根県松江合同庁舎

- | | |
|---|-------------|
| 1. 開 会 | 13:30～ |
| 2. 開会の挨拶 | 13:30～13:45 |
| 国土交通省 出雲河川事務所長 松江地方気象台長（洪水予報連絡会 副会長） | |
| 3. 議 題 | 13:45～14:30 |
| 1) 洪水予報連絡会（水防連絡会共通事項含む） | |
| ① 洪水予報連絡会規約について | |
| ② 防災情報について | |
| ・ 神戸川洪水予報河川指定、斐伊川洪水予報の一部変更について | |
| ・ 水防基準水位の変更について | |
| ・ 洪水予報、水防警報について | |
| ・ 防災情報の入手について | |
| ③ 松江地方気象台よりお知らせ | |
| 2) 水防連絡会 | 14:40～15:40 |
| ① 水防連絡会規約について | |
| ② 出水期に備えた地域の危機管理体制の充実に向けた取り組みについて | |
| ・ 重要水防箇所について | |
| ・ 水防備蓄資材等の整備状況について | |
| ・ 斐伊川放水路分流堰の操作について | |
| ・ 志津見・尾原ダムの洪水対応について | |
| ③ その他 | |
| 3) 災害情報協議会 | 15:45～16:00 |
| ① 災害情報協議会規約について | |
| ② ハザードマップ作成状況について | |
| 4. 閉会 | 16:00 |